

鳥取県多文化共生コミュニティ活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県多文化共生コミュニティ活動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内で外国人住民と日本人住民の相互理解を深め、外国人住民の地域への愛着を育む地域の取組を支援することで、外国人住民にも日本人住民にも住みやすい地域づくりを推進し、多文化共生社会の実現を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第5欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、同表の第4欄に掲げる限度額のいずれか低い額以下とする。

3 前2項の規定に関わらず、本補助金以外の規則に基づく県の補助金又は交付金を受け入れている、又は受け入れる予定である事業については、本補助金は交付しないものとする。

4 第1項及び第2項の規定に関わらず、国、他の地方公共団体又は団体等から第2項の額を超える補助金、交付金又は助成金を受け入れている、又は受け入れる予定である事業については、本補助金は交付しないものとする。

5 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(事業実施計画書の提出)

第4条 本補助金の交付を希望する団体等は、鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局交流推進課長（以下「交流推進課長」という。）が別に定める日までに様式第1号及び様式第2号により事業実施計画書（以下「計画書」という。）を交流推進課長に提出しなければならない。

らない。

(計画書の審査)

第5条 前条の規定に基づき提出された計画書は、鳥取県多文化共生コミュニティ活動支援事業審査会において審査を行う。

2 前項の審査に必要な審査基準は、交流推進課長が別に定める。

(対象事業の決定)

第6条 交流推進課長は、第4条の規定に基づき提出された計画書について、前条第1項による審査の結果を基に、予算の範囲内で本補助金を交付すべき対象事業を決定し、決定の日から14日以内に計画書を提出した団体等に結果を通知する。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、交流推進課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第8条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項第1号又は第2号の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、交流推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助率	4 限度額	5 補助対象経費
<p>(1) 外国人住民と日本人住民の交流を促進する取組</p> <p>(2) 日本文化や県内の歴史・自然等の体験により、外国人住民の地域への愛着を育む取組</p> <p>(3) 外国人住民の日本語能力の向上や地域ルール理解に繋がる取組</p> <p>(4) その他、当事業の趣旨に即した取組</p>	<p>(1) 県内市町村、県内に事務所又は活動拠点を有する団体等(特定非営利活動法人、町内会(地縁による団体)、国際交流団体、民間企業等。法人格の有無を問わない。)</p> <p>(2) 以下の者は対象外とする。</p> <p>ア 政治・宗教・特定の思想の普及に関わる者</p> <p>イ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある者</p> <p>※実施主体が民間企業の場合は、市町村や団体との共催又は地域住民の参加を条件とする。</p>	<p>1/2</p> <p>ただし、県内団体は、1年目に限り補助率 10/10</p>	<p>20 万円</p>	<p>補助事業を実施するために必要と県が認める経費。(旅費、謝金、委託費、使用料等)</p> <p>なお、団体の運営に係る経常的な経費、人件費(報酬、給料、報償費、アルバイト賃金、共済費)、食糧費(事業実施に必要不可欠なものは除く)、備品の購入費等は対象としない。</p>

「鳥取県多文化共生コミュニティ活動支援」事業実施計画書（報告書）

年 月 日

1 団体概要

団体名	
代表者	(職名) (氏名)
所在地	〒
職員数	年 月 日現在 人
担当者連絡先	(職名) (氏名)
	(電話) (FAX)
	(Eメール)
共同実施団体 ※事業を複数団体で 実施する場合	(団体名) (所在地)
	(団体名) (所在地)
	(団体名) (所在地)

2 事業概要

(注) 下記の内容が記載されていれば、様式は別葉又は別紙で構いません。

事業名	※ 事業（交流）内容を的確に表現したわかりやすい名称
実施日時	※ 実施予定時期を記載
参加見込人数	※ 概ねの参加見込み人数を記載
開催場所	※ 会場が決まっていなければ、開催予定の市町村の名称を記載
事業（交流）の 目的・背景	
具体的な 実施（交流）内容	※ 計画している実施（交流）内容、対象者、参加者募集方法等を具体的に記載
事業（交流）の 効果等	※ 今回の事業（交流）実施により、どのような効果を見込んでいるか等を記載

3 実施スケジュール

(注) 下記の内容が記載されていれば、様式は別葉又は別紙で構いません。

時期	内容
	<p>※ 事業実施までの内容を時期ごとに記載 具体的な期日が決まっていない場合は「○月中旬」などの記載でも可。</p>

4 実施体制

(注) 下記の内容が記載されていれば、様式は別葉又は別紙で構いません。

<p>※ 実施にあたってのスタッフ体制や役割について記載</p>

※ そのほか、参考となる資料があれば添付すること。

様式第2号（第4条、第7条、第10条関係）

事業収支予算書（決算書）

団体名 _____

1 収 入

（単位：円）

区 分	予 算 (決算) 額	積算根拠 (数量・単価等)
県補助金		
合 計		

2 支 出

（単位：円）

区 分	予 算 (決算) 額	積算根拠 (数量・単価等)
合 計		

- ※ 「区分」欄には、事業の実施に直接必要となる経費（事業実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、広告宣言費、使用料及び賃借料等を記載すること。
- ※ 間接経費（県との打合せ経費、事務用品費、電話代等）については、事業の実施に直接必要となる経費の2割以内とすること。
- ※ 経費の参考となる資料（見積書等）があれば添付すること

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

職氏名 印

鳥取県多文化共生コミュニティ活動支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県多文化共生コミュニティ活動支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「〇〇事業」として、その内容は、事業実施計画書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県多文化共生コミュニティ活動支援補助金交付要綱（令和〇年〇〇月〇〇日付第〇〇〇〇〇〇号鳥取県輝く鳥取創造本部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第8条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

様

住 所

申請者 氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者の職氏名）

鳥取県多文化共生コミュニティ活動支援補助金仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付第 号により交付決定のあった鳥取県多文化共生
コミュニティ活動支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、
次のとおり報告します。

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分	非課税仕入 れ	合計
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法